

## 平成25年さいたま市議会2月定例会提出議案一覧

合計60件（予算議案33件・条例議案14件・一般議案3件・道路議案2件・人事議案8件）

### 《予算議案》

議案第1号～議案第14号

（内容）

- ・ 平成24年度さいたま市一般会計補正予算 1件
- ・ 平成24年度さいたま市特別会計補正予算 12件
- ・ 平成24年度さいたま市下水道事業会計補正予算 1件

議案第15号～議案第33号

（内容）

- ・ 平成25年度さいたま市一般会計予算 1件
- ・ 平成25年度さいたま市特別会計予算 15件
- ・ 平成25年度さいたま市水道事業会計予算 1件
- ・ 平成25年度さいたま市病院事業会計予算 1件
- ・ 平成25年度さいたま市下水道事業会計予算 1件

### 《条例議案》

議案第34号 さいたま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・総務局人事部人事課）

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律における障害者自立支援法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

（内容）

- ・ 規定の整備
  - ア 障害者自立支援法の題名の改正に伴い、条例で引用している法律の題名を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるもの。
  - イ 条例で引用している「第5条第12項」を「第5条第11項」に改めるもの。

（施行期日） 平成25年4月1日（イについては、平成26年4月1日）

議案第35号 さいたま市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・総務局人事部職員課）

新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、所要の改正を行うもの。

（内容）

- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の新設
  - ・ 新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため本市に派遣された地方公共団体等の職員に対し、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給することとするもの。

（施行期日） 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

議案第36号 さいたま市職員退職手当条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

国家公務員退職手当法の一部改正を踏まえ、市職員に対する退職手当の支給水準を引き下げるため、所要の改正を行うとともに、その他規定の整備を行うもの。

(内容)

1 規定の整備

- ・ 雇用保険法の一部改正に伴う規定の整備を行うもの。

2 支給水準の引下げ

- (1) 退職手当について、条例本則の規定により計算した額（調整額を除く。）に乗じる調整率を100分の104から100分の87に引き下げるもの。
- (2) 調整率を、退職事由及び勤続年数にかかわらず、全ての退職者に適用することとするもの。

3 経過措置

- ・ 調整率を次のように段階的に引き下げるものとするもの。

期間	調整率
現行	100分の104
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	100分の98
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	100分の92
平成27年4月1日以後	100分の87

(施行期日) 平成25年4月1日（1については、公布の日）

議案第37号 さいたま市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の制定について

(所管課所・行財政改革推進本部)

地方自治法施行令の改正により、普通地方公共団体の条例で、長の調査等の対象となる法人に普通地方公共団体が資本金等の4分の1以上を出資している法人等を追加することができることとされたことに伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

- ・ 市長の調査等の対象となる法人
- ・ 次に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社を市長の調査等の対象とするもの。
  - ア 市が資本金等の4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人等
  - イ 市及び1又は2以上の市が資本金等の2分の1以上を出資する一般社団法人等（市及び1又は2以上の市が資本金等の2分の1以上を出資する一般社団法人等から資本金等の2分の1以上を出資されている一般社団法人等を含む。）が、資本金等の4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人等
  - ウ 市が資本金等の4分の1に相当する額以上2分の1に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人等

(施行期日) 公布の日

議案第38号 さいたま市職員退職手当基金条例を廃止する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

職員退職手当基金に対し、今後も計画的な積立てを行う予定がなく、当該基金を設置している意義がなくなったため、さいたま市職員退職手当基金条例を廃止するもの。

(施行期日) 平成25年3月27日

議案第39号 さいたま市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局生涯学習総合センター)

さいたま市立領家公民館の改築工事の完了に伴い、仮設建物から移転するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 位置の変更
- ・ さいたま市立領家公民館の位置を、「領家4丁目13番14号」から「領家4丁目21番21号」とするもの。

(施行期日) 平成25年4月1日

議案第40号 さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課)

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の制定等に伴い、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例を始めとする11条例について、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 障害者自立支援法の改正に伴う規定の整備

- ・ 障害者自立支援法の題名の改正に伴い、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例を始めとする10条例について、引用する法律の題名を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるもの。

2 児童福祉法の改正に伴う規定の整備

- ・ さいたま市杉の子園条例について、児童福祉法の引用条項の整備を行うもの。

3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴う規定の整備

- (1) 障害支援区分の創設に伴い、さいたま市障害程度区分認定審査会条例について、審査会の名称を「さいたま市障害支援区分認定審査会」に改めるもの。
- (2) 共同生活介護の共同生活援助への一元化に伴い、さいたま市心身障害者医療費支給条例について、対象者に係る規定の整備を行うもの。

4 利用料金に係る規定の整備

- ・ 条例で引用している障害者自立支援法「第30条第2項第1号」を「第30条第3項第1号」に改めるもの。

(施行期日) 1及び2については平成25年4月1日、3については平成26年4月1日、4については公布の日

議案第41号 さいたま市総合療育センターひまわり学園条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課)

障害児支援の強化を図るため、及び地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の制定等に伴い、さいたま市総合療育センターひまわり学園条例を始めとする4条例について、所要の改正を行うもの。

(内容)

#### 1 障害児支援の強化

- (1) 総合療育センターひまわり学園に設置する児童発達支援センターの業務及びさくら草学園の業務に、保育所等訪問支援、障害児相談支援及び相談支援を追加するもの。
- (2) 大崎むつみの里及びはるの園を児童発達支援センターと位置付けることとし、施設の業務に保育所等訪問支援、障害児相談支援及び相談支援を追加するもの。

#### 2 規定の整備

- (1) 障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴う規定の整備を行うもの。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う規定の整備を行うもの。
- (3) 大崎むつみの里の利用料金に係る規定の整備を行うもの。

(施行期日) 平成25年4月1日(2(2)については平成26年4月1日、2(3)については公布の日)

議案第42号 さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・子ども未来局子ども育成部青少年育成課)

さいたま都市計画事業東浦和第二土地区画整理事業によるさいたま市立中尾放課後児童クラブの移転に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 位置の変更
- ・ さいたま市立中尾放課後児童クラブの位置を、「大字中尾2596番地1」から「大字中尾40番地1」とするもの。

(施行期日) 平成25年4月1日

議案第43号 さいたま市環境影響評価条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・環境局環境共生部環境対策課)

環境影響評価法の一部改正に伴い、環境影響評価に係る一部の手続が追加されたことを踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)

#### 1 調査計画書要約書の提出

- ・ 事業者は、調査計画書を作成したときは、調査計画書に加え、新たに調査計画書を要約したものを市長に提出することとするもの。

#### 2 調査計画書に係る説明会の開催

- ・ 事業者は、調査計画書の縦覧期間内に、関係地域内において調査計画書に係る説明会を開催することとするもの。

#### 3 インターネット等による図書の公表

- ・ 市長は、事業者が提出した図書について、これまでの公告及び縦覧の手続に加え、インターネットの利用等により公表することとするもの。

- 4 事後調査の実施を他の者に引き継いだ場合の届出
    - ・ 対象事業に係る工事の完了後に実施すべき事後調査を他の者に引き継いだ者は、その旨を市長に届け出なければならないこととするもの。
  - 5 法の対象事業に対する報告徴収、立入検査等の規定の適用
    - ・ 報告の徴収及び立入検査並びに実地調査への協力要請に係る規定を法の対象事業にも適用することとするもの。
  - 6 法に基づき作成した事後調査結果の報告書の提出
    - ・ 法の対象事業を実施する事業者が法の規定により作成した事後調査結果の報告書は、条例の規定により作成された事後調査報告書とみなすこととするもの。
- (施行期日) 平成25年4月1日(1及び2については、同年7月1日)

議案第44号 さいたま市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について  
(所管課所・総務局危機管理部安心安全課)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、さいたま市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 組織

- ・ 新型インフルエンザ等対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、市職員のうちから市長が任命する職員を置くことができることとするもの。

2 会議

- (1) 会議は、必要に応じ、本部長が招集することとするもの。
- (2) 国の職員その他市職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に意見を求めることができることとするもの。

3 部

- ・ 本部長が必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができることとするもの。

(施行期日) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

議案第45号 さいたま市準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について  
(所管課所・建設局土木部河川課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における河川法の一部改正等に伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 参酌基準に基づく河川管理施設等の構造の技術的基準

- ・ 堤防その他の主要な河川管理施設等のうち政令で定めるものの構造について、政令で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

2 河底横過トンネル及び防護柵の構造の技術的基準

- ・ 河底横過トンネル及び防護柵について、準用河川における主要な河川管理施設等として、その構造の技術的基準を定めるもの。

(施行期日) 平成25年4月1日

議案第46号 さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局下水道部下水道総務課)

下水道事業受益者負担金に係る負担区を新たに設定することに伴い、所要の改正を行うもの。  
(内容)

- ・ 負担区の追加
  - ・ 第41負担区を追加するとともに、当該負担区域内の土地1平方メートル当たりの負担金額を740円とするもの。

(施行期日) 平成25年4月1日

議案第47号 さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・消防局総務部消防総務課)

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律における障害者自立支援法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
  - ア 障害者自立支援法の題名の改正に伴い、条例で引用している法律の題名を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるもの。
  - イ 条例で引用している「第5条第12項」を「第5条第11項」に改めるもの。

(施行期日) 平成25年4月1日(イについては、平成26年4月1日)

《一般議案》

議案第48号 和解について

(所管課所・市民・スポーツ文化局スポーツ文化部大宮盆栽美術館)

市所有の盆栽が損害を受けた事件に関し和解するため、議決を求めるもの。

(内容)

- ・ 和解の主な内容
  - (1) 相手方(2者)は、市に対し、相手方が黒松石付及び獅子頭もみじを管理保管中に、相手方の新築した銅葺き屋根からの雨水の飛沫が当該盆栽に降りかかり、その毒性により損害を受けた可能性を考慮し、その雨水の影響によるものであることを認め、現在まで及び将来に渡って養生が必要になったことについて衷心より遺憾の意を表す。
  - (2) 相手方は、連帯して市に対し、(1)の影響により当該盆栽が受けた損害として金1,000万円並びに当該盆栽の現在まで及び将来に渡っての培養管理に伴う費用負担分として金250万円の支払義務があることを認め、相手方は、その合計金1,250万円の支払に代えて、盆栽10鉢を譲渡し、市はこれを受領した。
  - (3) 市及び相手方は、本件については以上をもって全て解決したものとし、市は、相手方に対し、その余の請求を行わない。

議案第49号 和解について

(所管課所・都市局まちづくり推進部浦和西部まちづくり事務所)

武蔵浦和駅第1街区第一種市街地再開発事業のB1棟(サウスピア)において発生した火災

事故に関し、市が被った損害について和解するため、議決を求めるもの。

(内容)

・ 和解の主な内容

- (1) 市と相手方は、武蔵浦和駅第1街区第一種市街地再開発事業のB1棟において、平成24年1月17日に発生した工事中の火災事故により市に生じた本事業の遅延に伴う損害及び火災事故に起因するB1棟の建物価値の減少に伴う損害の額を1億1,351万950円と認め、相手方は市に対して当該額の支払義務のあることを認め、当該額を本和解が成立した日の翌日から1ヶ月以内に、市に支払うもの。
- (2) 市と相手方との間で、B1棟建物に係る瑕疵担保期間については、火災事故に起因するものに限り、引渡し日(平成24年11月30日)から10年間とすることを確認するもの。
- (3) 市と相手方との間で、B1棟建物に係る保証期間については、建物の構造躯体に限り、引渡し日から20年間とすることを確認するもの。
- (4) 市と相手方とは、本和解で定める事項のほか、火災事故により生じた損害等に関し何らの債権債務のないことをお互いに確認するもの。

議案第50号 包括外部監査契約について

(所管課所・総務局総務部総務課)

包括外部監査契約を締結するため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 契約の目的  
包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期  
平成25年4月1日
- 3 契約金額  
1,805万円を上限とする額
- 4 契約の相手方  
久保 直生

《道路議案》

議案第51号 市道路線の認定について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般 38路線  
開発 8路線 計46路線

議案第52号 市道路線の廃止について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般 9路線  
開発 1路線 計10路線

《人事議案》

議案第53号～議案第55号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

(所管課所・総務局総務部総務課)

固定資産評価審査委員会委員として選任するため、議会の同意を求めるもの。

議案第56号～議案第60号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、議会の意見を求めるもの。